

令和5年10月4日

茅ヶ崎市立小和田公民館運営審議会  
会長 原田 みゆき 様

茅ヶ崎市立小和田公民館  
担当課長兼館長 浅井 志子

茅ヶ崎市立小和田公民館運営審議会に対する諮問について

社会教育法第29条第2項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 検討を求める事項

これからの小和田公民館の運営について

2 理由

令和4年度の小和田公民館の利用者数は、10年前と比較すると約半数と、大幅に減少しています。

利用者数は、月1回から4回と定期的に利用な利用者に支えられた延べ人数の利用者数であるため、実際に公民館を使用している実人数は、確実に減少しています。

また、新たなメンバーが集まらない、メンバーの高齢化等の理由により、これまで活動していた団体が残念ながら解散したという事例もいくつかございます。

一方で、「新たなサークルを立ち上げたいが、方法がわからない。」「運動不足なので、定期的に身体を動かしたいが、入れるサークルはないか。」「パソコンやスマートホンを使いこなせるようになりたいが、教えてくれる講座はないか。」など地域の方からは、窓口やお電話で様々なお問い合わせをいただいております。

新型コロナウイルス感染症の影響でなかなか活動できなかった方たちが、積極的に活動し始めたことを日々感じているところです。

これからの公民館に求められる役割の中には、子どもの居場所、高齢者の健康・生きがいづくり、デジタルデバイスの解消等様々な課題があります。

近年、利用者が固定化及び減少傾向にある公民館として、新しい利用者団体に選んでもらえる施設を目指し、より時代のニーズに合った事業企画・運営が求められており、その視点から御意見を頂きたいと考えております。

以上のことから、上記1の「検討を要する事項」について諮問いたしますので、御審議の上、答申くださるようお願いいたします。

3 答申希望日 令和6年3月